

滋賀県市町土地開発公社の事務手数料に関する要綱

制定 平成 17 年 2 月 2 日告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、滋賀県市町土地開発公社業務方法書(昭和 49 年 9 月 10 日制定。以下「業務方法書」という。)第 15 条第 1 項第 5 号に規定する理事長が定める額(以下「事務手数料」という。)の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務手数料の額)

第 2 条 事務手数料の額は、次の各号の定めるところにより、算定した額とする。

(1) 申出事業 当該事業にかかる業務方法書第 15 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる費用に 3% を乗じた額

(2) 委託事業 前号の規定に準じて理事長が定める額

(事務手数料の徴収)

第 3 条 理事長は、申出事業または委託事業を施行したときは、当該事業の申出団体から、前条に定める額を徴収するものとする。

2 申出団体は、公社が当該事業を上半期に実施した場合は 9 月末日までに、下半期に実施した場合は 3 月末日までに、事務手数料を納付するものとする。

(補則)

第 4 条 事務手数料の取り扱いに関して、この要綱に定めのない事項については、理事長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。